

# **JACA** No. 13 —1979

---

## **空気清浄装置管理基準**

Standard for the Maintenance of Air Cleaning Apparatus for Air Conditioning Systems

**JACA**

社団法人 日本空気清浄協会

JAPAN AIR CLEANING ASSOCIATION

## 目 次

1 . 目的	1
2 . 適用範囲	1
3 . 管理計画	1
3.1 管理組織	1
3.2 業務	2
3.3 専任技術者の教育	2
3.4 管理計画	2
3.5 台帳の整備	2
3.6 安全管理	2
3.7 装置の管理上の順守事項	2
4 . 管理基準	2
4.1 一般注意事項	2
4.2 ユニット形エアフィルタ	3
4.3 自動更新形エアフィルタ	3
4.4 静電式空気清浄装置	4
4.5 送風機内蔵形空気清浄装置	6
付 故障の原因と処置	8

# 空気清浄装置管理基準

Standard for the Maintenance of Air Cleaning  
Apparatus for Air Conditioning Systems  
(JACA №.13-1979)

制定 昭和54年5月31日

社団法人 日本空気清浄協会

## 目次

- 1. 目的
- 2. 適用範囲
- 3. 管理計画
  - 3.1 管理組織
  - 3.2 業務
  - 3.3 専任技術者の教育
  - 3.4 管理計画
  - 3.5 台帳の整備
  - 3.6 安全管理
  - 3.7 装置の管理上の順守事項
- 4. 管理基準
  - 4.1 一般注意事項
  - 4.2 ユニット形エアフィルタ
    - 4.2.1 注意事項
    - 4.2.2 保守点検
    - 4.2.3 保守点検の周期
  - 4.3 自動更新形エアフィルタ
    - 4.3.1 注意事項
    - 4.3.2 保守点検
    - 4.3.3 保守点検の周期
  - 4.4 静電式空気清浄装置
    - 4.4.1 注意事項
    - 4.4.2 保守点検
    - 4.4.3 保守点検の周期
  - 4.5 送風機内蔵形空気清浄装置
    - 4.5.1 注意事項
    - 4.5.2 保守点検

## 4.5.3 保守点検の周期

付 故障の原因と処置

## 1. 目的

本基準は空気中の汚染物質の除去対策を担う空気清浄装置に関し、その性能を適正に保持するための運転、保守、点検、整備及び修理について、総合的な管理指針を示すことを目的とする。

## 2. 適用範囲

本基準は一般建築物室内の空気調和設備もしくは換気設備に使用される下記空気清浄装置（以下装置という）について適用する。

ただし局所排気用のものについては通用しない。

- (1) ユニット形エアフィルタ
  - パネル形
  - くさび形
  - 折り込み形
  - 袋形
  - かご形
- (2) 自動更新形エアフィルタ
  - 自動巻取形エアフィルタ
  - 自動折りたたみ形エアフィルタ
- (3) 静電式空気清浄装置
  - 集じんユニット洗浄形
  - 集じんユニット自動洗浄形
  - 静電沪材併用形
  - 沪材誘電形
- (4) 送風機内蔵形空気清浄装置

## 3. 管理計画

### 3.1 管理組織